

乙訓環境衛生組合
障害者活躍推進計画

令和2年4月

乙訓環境衛生組合障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

乙訓環境衛生組合管理者

1 趣旨

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）は、障害者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的に、事業主に障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用に義務付けています。

しかし、平成30年に国の機関及び地方公共団体の機関の多くの機関において、障害者雇用率制度における対象障害者の不適切な計上が判明しました。

この問題を受けて、令和元年6月に障害者雇用促進法が改正され、国及び地方公共団体においては、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないことが明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する障害者活躍推進計画作成指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」の作成が義務付けられました。

本組合においては、職員数が少数であるため法定雇用障害者数が1人に満たない状況にありますが、障害者の雇用促進及び活躍の推進を図るため、「乙訓環境衛生組合障害者活躍推進計画」（以下「計画」という。）を作成しました。

計画を組織全体で継続的に推進するため、すべての職員の理解を得ながら取り組んでいくものとします。

2 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても毎年度取組状況等を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 目標

○ 採用に関する目標

職員を募集する際は、障害者である応募者を念頭において実施します。

4 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- ・ 障害者雇用推進者として総務課長を選任し、障害者の雇用の促進及び障害者である職員の職業生活における活躍の推進等を実施します。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・ 障害者を採用する際は、採用前に合格者面談等を実施し、障害者一人ひとりの特性や能力を把握し、本人の希望を可能な限り踏まえた上で本人に合った業務の割振りや職場の配置を行います。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・ 各施設において、多目的トイレ、スロープ、エレベーター等の設備を整備、改善します。
- ・ 採用試験を実施する際は、必要な配慮を行います。
- ・ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。
 - イ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること
 - ロ 自力で通勤できることといった条件を設定すること
 - ハ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること
 - ニ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること

(4) その他

- ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。

5 周知・公表

計画を作成又は見直しを行ったときは、職員に周知するとともに、本組合のホームページへの掲載により公表します。

また、計画に基づく取組の実施状況についても、毎年度、周知及び公表します。